

令和2年度復興支援活動推進業務に係る企画提案募集要領

この要領は、「令和2年度復興支援活動推進業務」に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して必要な事項を定める。

1 募集事項

- (1) 案件名 令和2年度復興支援活動推進業務
- (2) 事業目的 本業務は、県内市町が設置する復興支援員(以下「復興支援員」という。)に対して、被災地域の課題や復興支援活動の先進・優良事例を関係者間で広く共有することにより、地域の課題解決に向けた広域的な連携を促進する機会を創出し、復興支援活動の活性化を図るとともに、復興支援員の能力開発や活動終了後の地域への定着を見据えた支援を行うものである。
- (3) 業務内容 「令和2年度復興支援活動推進業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (5) 委託上限額 14,663千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県内に本社(本店)または代表者により入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店(営業所)を有していること。
- (3) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 「宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)」別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当しない者であること。
- (6) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。
- (7) 「平成31年度復興支援活動推進業務仕様書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本県の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

- 令和2年4月6日(月) 課指名委員会
- 令和2年4月7日(火) 企画提案募集開始
- 令和2年4月7日(火)～4月22日(水)午後5時 質問受付(電子メールによる)
- 令和2年4月27日(月) 質問回答(地域復興支援課ホームページ)
- 令和2年5月11日(月)午後5時 企画提案募集終了(必着)
- 令和2年5月中旬 プレゼンテーション審査
- 令和2年5月下旬 審査結果発送予定
- 令和2年5月下旬 契約締結
- 令和2年6月～ 業務着手

4 応募手続

(1) 応募方法

提出書類を、11 に記載の提出先へ持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

(2) 提出書類

- ① 企画提案提出書(様式第1号)
- ② 企画提案書(任意様式。5の記載に留意の上作成すること。)
- ③ 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第2号)
- ④ 概算見積書(任意様式。項目別積算内訳の概要を示すこと。)

(3) 提出期限

令和2年5月11日(月)午後5時(必着)

(4) 提出部数

正本1部, 副本8部

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

- ① A4版縦, 片面印刷を原則とする。ただし, 資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合はA3版の使用を可とする。
- ② ページ数は, 表紙及び目次を除いて20ページまでとする。
- ③ 文字のサイズは11ポイント以上とする。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には, 仕様書の内容を踏まえ, おおむね下記の事項を記載するほか, 応募者としてのアピールポイントを明記するよう努めること。

- イ 仕様書6(1)に掲げる業務ごとの実施体制, スケジュール及び業務の効果向上のための創意工夫
- ロ 仕様書6(2)に掲げる復興支援活動の推進に繋がる独自提案
- ハ 全体の実施体制及びスケジュール
- ニ 本業務により収集する個人情報の取扱方針(過去の業務において個人情報を取り扱った実績がある場合は, 当該業務における個人情報の処理実績)

6 質問の受付け及び回答について

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類
質問書(様式第3号)
- ② 提出方法
電子メール(受付期間内必着)
- ③ 受付期間

令和2年4月7日(火)から令和2年4月22日(水)午後5時まで

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は, 集約したものを, 本県公式ウェブサイトの地域復興支援課のホームページにおいて公表する(質問者の氏名・名称等は公表しない)。

ただし, 参加資格に関することや, 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては, 質問者に対してのみ回答する。なお, 質問の内容によっては返信しない場合もある。

7 評価・選定方法

(1) 評価・選定の体制

県が設置する令和2年度復興支援活動推進業務プロポーザル方式等選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、評価の上選定を行う。

なお、応募者が1者のみであった場合は、各委員の評価点数の平均が配点の合計の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。また、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により、上位3者を選定する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

① 実施日時

令和2年5月中旬(詳細な日程は、別途応募者に通知する。)

② 実施場所

別途応募者に通知する。

③ 実施時間

25分以内(提案説明15分以内、質疑応答10分以内)

④ 出席者

3名以内

⑤ その他

イ 応募時の提出書類に基づいた内容とし、追加の提案や資料配付は認めない。

ロ パソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。

(3) 評価基準及び選定方法

選定委員会は、**評価基準(別表)**により評価し、評価点数の合計が最も高い者を業務受託候補者として選定する。評価点数の合計が最も高い者が複数ある場合には、概算見積書に記載された見積金額の最も少額である者を選定する。

ただし、各委員の評価点数の平均が配点の合計の6割に達する企画提案者がいない場合は、業務受託候補者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。

(4) 審査結果通知及び公表

審査結果については、応募者全員に文書により通知するほか、本県公式ウェブサイトにおいて公表する。

(5) 業務受託候補者の辞退等

次の場合は、業務受託候補者の選定を取り消し、(3)による評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

① 業務受託候補者が辞退した場合

② 8により委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

③ 8に定める仕様内容に係る宮城県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

8 委託契約の締結

本業務は、原則として、業務受託候補者に委託することとする。

委託する仕様内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、宮城県と業務受託候補者との協議の上決定することとする。

宮城県は、選定した業務受託候補者と見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

9 失格事由

- (1) 故意に選定委員会委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本実施要領等に従っていない場合
- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

10 その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 応募を取り下げる場合は、速やかに取下願(様式第4号)を提出すること。

11 問い合わせ及び提出先

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第二班
住 所: 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電 話: 022-211-2424
E-mail: tisin2@pref.miyagi.lg.jp